

視察調査報告書

委員会名	議会改革に関する調査特別委員会
参加者	委員長 知念 秀明 副委員長 座間味 万佳 委 員 棚原 明 上里 広幸 宮城 優 知名 康司 石川 慶 又吉 亮 宮城 政司 岸本 一徳
視察日時	7月 31 日（月）13：30～15：30
視察先概要	神奈川県 秦野市 人口：161,447人（令和5年6月末時点） 面積： 103.76 km ²
視察項目	議会改革の取組について （1）市議会災害時行動マニュアルに基づいた実施事例（自然災害） 及び訓練について （2）質問者席の設置について （3）その他議会改革全般の取組について
調査概要	<p>○市議会災害時行動マニュアルに基づいた実施事例（自然災害）及び訓練について</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年に災害時等行動マニュアルを作成。その際、要望のあった会派には、勉強会を実施するなど、実効性を高めるため意欲的に取り組んできた。 災害対策会議の議会職員を配置するため、執行部（危機管理担当）と災害時の職員配置を調整し、避難所担当から、議会事務局職員を対象外とした。 災害時行動マニュアルにおける議長および議員等の行動は概ね本市と同じであるが、時系列ごとに、「議長・副議長」「指名職員」「各派代表者及び議会運営委員長」「議員（召集者を除く）」それぞれの行動が具体的かつ明確に表として分かりやすく整理されていた。 訓練については、これまで4回実施され、シェイクアウト、災害等対策会議立ち上げ、安否確認、情報提供訓練、救急援護、Zoom を活用したオンラインによる会議や連絡等、多岐にわたる要素を具体的に場面想定し訓練されていた。 実際の災害時対応として、令和元年台風 19 号の対応及び令和 2 年の新型コロナウイルス感染症への対応の実績があり、集約した情報や意見を市へ提供した。 <p>○質問者席の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> 質問者席を設置した経緯としては、地方議会が二元代表制であるにもかかわらず、議院内閣制による国会と同じ形となっていたとのことで、平成 27 年の議会活性化特別委員会において、「対面式演壇」について協議が行われた。 協議の結果、費用面、空席活用等意見が様々で、現状のとおりとなったが、平成 30 年に議場マイク設備等の契約更新を機に設置が進んだ。

- ・他市議会の質問席を参考に、秦野産材を使用して新規設置を行い、一般質問の二次以降等、これまで自席で行っていたものを質問者席で行うこととなった。(他は従来どおり「演壇」で行う。)
- ・効果としては、議会基本条例の趣旨を踏まえ、より活発で緊張感のある議論が展開できるようになり、傍聴者にも議員の姿が見え、より分かりやすく、開かれた議会との印象となった。
- ・質問席以外の議員席マイクを取り外すことにより 231 万円の経費節減となった。

○その他議会改革全般の取組について

- ・平成 21 年に議会活性化特別委員会を設置し、議会基本条例制定に向けた協議が始まり、平成 23 年 6 月定例会において条例制定を行った。
- ・改選以降も「議会活性化特別委員会」「議会運営委員会」において、議会改革の取組を継続的に行っていている。(条例に基づく取組の検証、議会局への変更、通年会期制の導入、議会報告会、政策提言等)

所感及び考察

(委員長及び各委員より)

- ・秦野市のように前方にスクリーンを設置、議員作成の資料を表示し、口頭による質問だけでは理解しにくい内容も図入り資料等を用いることで、誰もが分かりやすい質疑となり、議会への関心を高めたい。
- ・議会改革の取組における議長選挙の立候補制（平成 27 年）について、候補者による所信表明もあり、それをインターネットに公開していると聞き、二元代表制の議長の所信表明は任期中の取組や運営方針等も比較でき市民の関心も高いのではないかと感じた。また、通年会期制については、緊急の行政課題を速やかに審議でき市長の専決処分等の回数の減少が期待できる、また、政策提言や議会機能強化が図りやすくなるが、事務局の体制や対応職員の待機等の増加による影響等の懸念もあるとのことであった。当市議会の議会改革の参考にしたい。
- ・本市議会においては、業務継続計画（BCP）を策定しているが、まだ訓練等は行っていないため、秦野市議会を参考に実施できるようにしたい。
- ・秦野市の市議会災害時行動マニュアルにもとづいた実施事例（自然災害）及び訓練について、本市議会においても果たすべき役割、行動を実際の訓練を行い検証し、本視察を元に議論を深めたい。

視察調査報告書

委員会名	議会改革に関する調査特別委員会
参加者	委員長 知念 秀明 副委員長 座間味 万佳 委 員 棚原 明 上里 広幸 宮城 優 知名 康司 石川 慶 又吉 亮 宮城 政司 岸本 一徳
視察日時	8月1日（火）10：00～12:00
視察先概要	神奈川県 藤沢市 人口：444,122人（令和5年6月末時点） 面積：69.56 km ²
視察項目	議会改革の取組について (1) カフェトークふじさわについて (2) オンライン委員会について (3) その他議会改革全般の取組について
調査概要	<p>○カフェトークふじさわについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ワールドカフェ方式へと変更した経緯は、特定の参加者に発言が集中する、対立的なムードが生まれる、市政全般に対する苦情が多く、建設的な議論になりにくかったことが課題として挙げられ、平成27年に牧瀬穂氏（当時：法政大学大学院講師）より助言いただき、広報広聴委員会で協議した結果、ワールドカフェ方式を採用することとした。 ワールドカフェの実施方法は、「カフェ」のようなリラックスした雰囲気の中で、少人数に分かれたテーブルで自由な対話をを行い、他のテーブルとメンバーをシャッフルして対話を続けることで、参加した全員に意見や知識を集めることができる対話手法である。 効果としては、話しやすさを生み出す、発言の機会が増える、参加者全員の意見が集まる、参加意識が高まり、満足感が得られる等が挙げられる。 回数を重ねる毎に、検証し変更していく。（会場の飾りつけの工夫、対象者を高校生以上から、中学生以上に拡大、さらに、小学生まで拡大、テーマを「公園」等に絞って実施等） 開催後は、集約結果と提言をまとめ執行機関へ提言を行っている。 今後の課題としては、開催手法、テーマの設定、会場の設定、募集方法、継続性（議会報告会の方向性）、提言後の取組等の検証等が上がっており、広報広聴委員会にて検証、検討を行っている。 <p>○オンライン委員会について</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施経緯としては、コロナ禍への対応を機会に非常時においてオンライン委員会が開催できるよう委員会条例の改正を行った。

- ・すべての委員会が対象であり、市職員もオンラインによる出席が認められている。
- ・オンライン委員会開催の方法としては、「開会前までの準備」、「開催中の対応」、「服務規律等」に分けて整理されている。オンラインを希望する場合は、2日前までに申請書を提出し、開会予定時刻の30分前までにシステムに入室することとしている。
- ・表決宣告の際のルールとしては、映像に映り込んでいないオンライン出席委員は、表決に加わることができないとなっており、通信環境が要因の場合は電話確認を行う。確認ができない場合は、委員長の判断で進めることとなっている。
- ・課題として議員アンケートより、「音量・音質の向上」、「資料閲覧用と2台の端末が必要」、「表決の際に時間がかかる」、「会議時間が長くなると通信が重くなりフリーズする」などの意見が挙がっている。

所感及び考察

(委員長及び各委員より)

- ・カフェトークふじさわについて、市民との意見交換会について、テーマを決めて、そのテーマに合う参加者（高校生、大学性、民間企業商工会、子育て中の父母等）と話し合いを持つことで、意見集約や情報の共有など、様々な面でよい方向にいくのではないかと考える。ただ、宜野湾市議会がこれまで行ってきた、市民との対面型の意見交換の重要性にも気づいたところもあるので、ぜひ今回の調査をもとに議論を深めていきたい。
- ・外部有識者、学生、若者等の意見を取り入れ、ワールドカフェ方式にて学生がホスト役として参加する取り組みは、少人数でのグループを作り参加者の距離感を近くして、話に耳を傾ける雰囲気をつくり、対話が活発にできたとのことであった。「対話しやすい自由な意見交換の場だということを参加者が理解することが大事」との説明を受け、参加者を若者に絞って取り組んでいる印象を受けた。本市議会の議会報告及び市民との意見交換会について、今年度の取りまとめ後に次年度に向け、調査内容を共有しさらなる充実を推進したい。

視察調査報告書

委員会名	議会改革に関する調査特別委員会
参加者	委員長 知念 秀明 副委員長 座間味 万佳 委 員 棚原 明 上里 広幸 宮城 優 知名 康司 石川 慶 又吉 亮 宮城 政司 岸本 一徳
視察日時	8月1日（火）14：00～16：00
視察先概要	神奈川県 茅ヶ崎市 人口：245,243人（令和5年6月末時点） 面積：35.7 km ²
視察項目	議会改革の取組について （1）議会基本条例の検証・改正について （2）政策討議について （3）その他議会改革全般の取組について
調査概要	<p>○議会基本条例の検証・改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本条例の経緯としては、平成20年から「議会制度検討会」で素案を作成・検討し、平成22年4月に自治基本条例施行の1年後、平成23年4月に地方分権時代に即した議会の指針として「議会基本条例施行」となった。 施行後は、3回の検証を行い、それぞれ、条例改正している。検証にあたっては、「検証シート」に基づき、①これまでの検証結果、②取組状況、運用・条文に関する課題等の特記事項、③検証結果（条文を修正する必要があるか）、段階的に論理的に検証されていた。 改正素案については、パブリックコメントを踏まえ、逐条解説を作成のうえ、条例改正の提案が行われていた。 <p>○政策討議について</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会基本条例第15条に政策討議の機会を設けるものとする旨の規定があるが、組織や実施方法については規定が無く、「議会制度検討会」という組織の中で政策討議の運用について検討を行った。 実績として、「議会による政策立案」として、議員立案の条例制定の事例はないが、「政策提言」は平成26年度より5回行われている。 任期2年の4つの常任委員会において、各所管分野からテーマを選定し、調査研究、政策討議を行い、素案が作成される。その後全員協議会で協議を経て議会としての「政策提言書」として議長から市長へ提言を行っている。

- これまで反映された提言として、「中核市への移行目標時期」「行政組織の改正」等がある。

○その他議会改革全般の取組について

- 茅ヶ崎市議会災害対応指針及び災害対策支援本部の概要について、図書室規定について等の取組を行っている。

所感及び考察

(委員長及び各委員より)

- 議会基本条例の検証の成果として、条文を新設した「所信表明を踏まえた正副議長選挙」は、選出過程の透明化と説明責任が図られ、より「市民に開かれた議会」の実現につながると思った。
- 議会基本条例の改正について、議員の判断だけではなく、市民の意見を取り入れ反映させることが素晴らしい取組であった。
- 政策討議について、各常任委員会が所管分野からテーマを選定し、2年間の調査・研究を経て政策提言素案を作成し、議員全員で協議のうえ、「政策提言書」へ昇華させて市長へ提言するという、一連の取組みを参考にしたい。